

平成15年度厚生労働科学研究 (子ども家庭総合研究事業)

報告書 (第4／11)

- 20030307 主任研究者 板橋 家頭夫
(育児不安の軽減に向けた低出生体重児の栄養のあり方に関する研究)
- 20030308 主任研究者 渡部 信一
(インターネット及び人的ネットワークを活用した育児不安軽減に関する研究)
- 20030315 主任研究者 坂上 正道
(乳幼児突然死症候群の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究)
- 20030316 主任研究者 小林 正子
(乳幼児から思春期まで一貫した子どもの健康管理のための母子手帳の活用に関する研究)
- 20030317 主任研究者 高村 寿子
(ピアカウンセリング・ピアエデュケーションのマニュアル作成及び効果的普及に関する研究)

厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

乳幼児から思春期まで一貫した子どもの健康管理
のための母子健康手帳の活用に関する研究

平成15年度研究報告書

平成16年3月

主任研究者 小林正子

目 次

I 総括研究報告	327
乳幼児から思春期まで一貫した子どもの健康管理のための母子健康手帳の活用 に関する研究	
小林正子	
II 分担研究報告	
1. 学校における「健康手帳」に関する研究	332
内藤昭三	
2. 母子健康手帳のさらなる活用に関する研究Ⅱ	342
小林正子	
「タバコの害から子どもを守る」について ～小児科医による中学生への禁煙指導より明らかになったこと～	364
中川恒夫	
母子健康手帳の使用状況と今後の活用に向けての検討	368
小林正子, 中村安秀	
3. 母子健康手帳に載せる育児情報に関する科学的根拠の検討および 小児科医・産科医・母親・学生等の意見収集・分析	379
大西鐘壽	
その1 母子健康手帳に載せる育児情報に関する科学的根拠の検討 ..	379
その2 母子健康手帳に関するアンケート調査による研究	445

乳幼児から思春期まで一貫した子どもの健康管理のための 母子健康手帳の活用に関する研究

主任研究者 小林 正子（国立保健医療科学院 生涯保健部 行動科学室長）

研究要旨

母子健康手帳と学校健康手帳の役割や2つの手帳の関連性が昨年度検討され、研究の方向性が定まった。すなわち、母子健康手帳については、妊娠から子どもの出生→乳幼児期→学童期→思春期までの成長記録や健康情報が記載でき、さらに20歳まで記載可能なものとすること、一方、学校健康手帳については、子ども自身が自分の健康に関する情報を出生時から把握し、さらに生涯に亘る健康的な生活習慣形成に寄与するものを目指す。母子健康手帳や学校健康手帳の記録は、家庭において互いに転記することで家族のコミュニケーションが深まることを期待する。これらを基本として、今年度は母子健康手帳と学校健康手帳の具体的な内容の検討を行った。母子健康手帳については、保育園・幼稚園保護者の意見を聞くと共に、一町における新しい母子健康手帳の作成を支援した。母子健康手帳の育児情報において特に検討されたことは、1) 妊娠中と授乳中のアルコールについて、2) 母乳育児について、3) テレビやビデオの影響について、4) 乳幼児から思春期まで一貫した発育の把握について、5) 生活習慣・生活リズムについて、6) 予防接種について、7) タバコや薬物への対応について、8) 思春期の性の問題への対応についてなどである。さらに、母子健康手帳の育児情報の記載は、保護者自身の態度や対処の仕方、子どもにどう伝えるかについても、限られたスペースの中で効率よく明確に記載することが重要であるため、記載方法を今後も引き続き検討する。これら母子健康手帳に載せるべき育児情報の科学的根拠については、発達生物学的、生化学的視点で文献から最新の知見を収集した。一方、医療関係者と母親に対する調査から、母子同室や母乳育児、分娩時の母子の扱いについては、母親の方が産科医や助産師、看護師よりも情報を多く持っていることが明らかになり、医療関係者への啓発が急務であることが判明した。学校健康手帳については、「学校健康手帳活用調査委員会」において、児童生徒の持つ健康手帳が自己管理能力に寄与できるか、健康に対する知識と実践を得る手段を学習できるか、家庭教育に役立つかなどの視点で全国調査の結果を踏まえて検討した。また、この手帳は個人が自分の成長発達と健康に関する情報を出生から生涯に亘って把握できるものとする方針が立てられたことより、地域保健から学校保健、さらには産業保健につなぐべき項目が検討された。個人情報の保護については、学校等において健康教育に使用するための別冊を用意し、記録部分と分離することで対応できると考えた。

分担研究者

矢野 亨：財団法人日本学校保健会 会長
大西鐘壽：香川医科大学 名誉教授・
高松短期大学 教授

学校健康手帳については、矢野班が日本学校保健会の組織的協力により全国市町村より聞き取り調査を進めると共に、「健康手帳活用調査委員会」において内容と形式に関する検討を行う。また個人情報の保護についても検討する。

A. 研究目的

母子健康手帳と学校健康手帳の望ましいあり方や内容について検討し、手帳の活用を通して子育てや子どもの一貫した健康管理、生涯にわたる主体的な健康づくりに貢献することを目的とする。また同時に、これらの手帳を検討していく過程において、地域保健と学校保健の連携が強化され、地域の子育てシステムが構築されることで、「健やか親子21」目標達成の一助となることも意図している。

B. 研究方法

母子健康手帳担当の小林・大西班において、保育園・幼稚園保護者（埼玉県三郷市の保育園保護者全員と茨城県大宮町の保育園・幼稚園保護者全員）、小児科医・産科医・助産師・看護師などの医療関係者、医院や病院を訪れた母親を対象に質問紙により意見収集を行い、望ましいあり方や改善すべき点を明らかにする。また、昨年度に引き続き、学校健康手帳との関連を明らかにする。

一方で、具体的取り組みとして、新しい母子健康手帳の作成を試みる。この作成は、地域の保健センターの保健師、栄養士、保育士、小・中・高等学校の養護教諭らが協力して行うが、その過程において地域の子どもを巡る課題について話し合い、連携を強める。また、母子健康手帳に記載する育児や健康に関する情報の記載については、既存の母子健康手帳で取り上げられた項目と内容を検討すると共に、国内外の母子保健分野・小児保健分野で問題になっている事項を加え、提供する情報を選択する。そして、文献から最新の知見を収集し、科学的根拠を明確にした上で記載する。記載方法についても検討する。

C. 研究結果

1. 母子健康手帳と学校健康手帳の関連

母子健康手帳は、妊娠から子どもの出生→乳幼児期→学童期→思春期までの成長記録や健康情報を記載し、さらに20歳まで記載可能とすることが望ましい。使用中は保護者が保管する。一方、学校健康手帳は、子ども自身が自分の健康に関する情報を出生時から把握し、社会人になった後も自分で健康情報を管理するという意識の形成を目指す。保管は子ども自身と家庭が責任を持つ。母子健康手帳や学校健康手帳に記載する記録は、互いに転記することで家族のコミュニケーションを深めることができる。

2. 手帳の内容の検討

母子健康手帳

1. 母子健康手帳のコンセプト

- ①喜びや楽しみを持って子どもが迎えられるように
- ②乳幼児期から思春期過ぎまでの子育てに役立つように
- ③健康的なライフスタイルが確立できるように
- ④家族のコミュニケーション強化につながるよう

2. 母子健康手帳に特に記載すべき情報

1) 妊娠中と授乳中のアルコールについて

従来の母子健康手帳には「アルコールは控えましょう」という記述があるのみだが、妊娠中の飲酒リスクに関する欧米での研究結果を踏まえ、胎児性アルコール症候群（FAS）予防のため、「妊娠の全期を通じて飲まない。授乳期にも飲酒をやめる」ことを啓発する。飲まなければFASは発症しない。

2) 母乳育児について

母乳の役割も含めての啓発が必要。従来は母乳の出ない人に対する配慮がみられたが、母乳が出なくとも子どもを抱いて乳首を吸わせることにホルモンの分泌や母性の発達における意義のあることを科学的根拠を基に伝え、母乳育児を推奨する。断乳でなく卒乳であることも記載する。

3) テレビやビデオの影響、イオン飲料水の影響について

乳幼児のテレビやビデオの長時間視聴は脳の働きに悪影響を与え発達が阻害される怖れのあること、イオン飲料多飲による歯への影響について、3者協（日本小児科学会、小児科医会、小児保健協会）の提言を基に記載する。

4) 乳幼児期から思春期過ぎまでの身体発育

子どもの発育が一貫して把握されていない現状を踏まえ、従来の母子健康手帳のグラフに加えて6歳以降の発育状態を記入できるグラフを掲載（村田らによる標準曲線を使用。使い方の説明も加える）。

5) 生活習慣・生活リズムについて

近年、大人の生活につられて乳幼児の生活も夜型になっている。また、子どもの不定愁訴や不登校に、睡眠を中心とした生活リズムの乱れが関連していることが指摘されている。子どもの生活リズムを確立するためには親の生活習慣を見直す必要のあること、概日リズムの観点から、朝の光を浴びて活動を十分にして夜は早く寝るという生活を送ることが、子どもの成長ホルモンの分泌を促進させることなどを日本小児保健協会の学校保健委員会による「子どもの睡眠に関する提言」を基に記載する。

6) 予防接種について

予防接種の接種率低下が問題になっている。そこで、母子健康手帳においても予防接種の意義を知らせ、接種漏れのないよう啓発する必要性があると考え、誕生日に接種状況をチ

ックするシートを作成した。

7) タバコや薬物への対応について

タバコは中学生では既に常用している子どもおり、やめさせるのが難しいという報告がある。タバコや薬物については小学校でも指導すると共に家庭でも話題にし、保護者自身の態度も含めてタバコや薬物から子どもを守ることを呼びかける。

8) 思春期の性の問題への対応

思春期のからだと心の発育発達について記し、インターネットや携帯電話での誘惑が多いこと、情報の氾濫する中からの的確な判断のできる子に成長させたいと呼びかける。また、性の問題への対応について、保護者自身の態度や対処の仕方、子どもにどう伝えるかについても検討されたが、思春期になってからの問題ではなく、小さいうちからの子育ての中で、子どもとの信頼関係を確立し、いつでもコミュニケーションのとれる家族であるような積み重ねが必要、ということで、そこに思春期までつないだ母子健康手帳の意義があると考えられた。

3. 保育園・幼稚園保護者への質問紙調査結果

現行の母子健康手帳に対しての満足度は比較的高いことが明らかになった。しかし、子育てに役立ったと答えた人の方が「まだ足りない項目や不満な点がある」と考えており（三郷市の回答で有意差あり）、海外留学のときに予防接種の記録が必要になるなどは知らない人が多いことや、子どもが学校に入学後も使いたいという希望が大きいなど、啓発の必要性や改訂すべき点のあることが判明した。

4. 母親・医療関係者への質問紙調査結果

母子同室や母乳育児に関して、母親の方が産科医や助産師、看護師よりもよりも情報を多く持っていることが明らかになった。とくに分娩時の母子の扱いについて、母子健康手帳に以下の記載が最低限必要であるとの指摘を受けた。

- (1)出産後すぐに素肌で赤ちゃんを抱きしめる。
- (2)できるだけ早く直接授乳を始める。
- (3)赤ちゃんが欲しがるだけ頻回に授乳する。そのためには必ず母子同室とする。
- (4)医学的に必要以外、母乳以外のものを与えない。
- (5)母乳育児で育つ赤ちゃんの体重増加の正常値は1日15g以上である。
- (6)生後14日たっても生下時体重に戻らない場合は、何が問題かを検索する。
- (7)1日に5-6回の尿の排泄があれば母乳は足りている。
- (8)赤ちゃんが泣くことや欲しそうにしていることが母乳不足ではない。
- (9)上手に抱いて、深く乳輪が隠れるくらいまで口に含ませれば、乳首を痛めないし、分泌も良くなる。
- (10)離乳食が始まても欲しがるだけ授乳し、できれば1年以上の授乳を勧める。

類似の重要な指摘として、分娩後の赤ちゃんに、母乳の出が悪いと指摘され糖水や人工乳を与えるように強力に勧められ、非常に困惑した母親が多数いることが調査の自由記述欄で判明した。

5. 母子健康手帳に載せる育児情報に関する科学的根拠の検討

現在、国際的に特に問題になっている以下の事項を選択し、それらの文献について発達生物学的ならびに生化学的視点で最新の知見を収集した。

- 1)個体発生途上的人体に及ぼす化学物質等の影響
アルコール、医薬品（向精神神経薬）、タバコ
- 2)乳幼児期の中枢神経系の発育とテレビ・ビデオ
- 3)胎生期から乳児期の栄養の生物学的意義
個体発生初期の栄養的代謝プログラムという特性
母乳内物質と摂食行動の制御機構の発達について
妊娠中の栄養の重要性
- 4)個体発生途上的人体に及ぼす母子相互作用の影響

響

中枢神経系の進化と母性行動
ライフサイクルにおける妊娠・出産・育児
生殖サイクル：妊娠・分娩・授乳と母性行動
母性行動の世代間伝達
母乳育児の実際

5)価値観・育児観の変遷と教育

学校健康手帳

1. 学校健康手帳のコンセプト

- ①子どもたちの健康に対する自己管理能力、健康教育、家庭教育に寄与できるものとする。
- ②記録部分と健康教育用を分離することで個人情報の保護を図る。

2. 内容の検討

健康問題は広範多岐にわたり、さらに母子健康手帳の情報の一部継続を考えると、学校健康手帳に記載する事項は膨大なものとなる。さらに、全国より聞き取り調査を行ったところ、様々な意見があり、イメージも活用法もそれぞれ異なることが明らかになった。そこで、必要不可欠な項目を選定し、これらの項目について長期間記載できるようにするという方針を決めた。

学校健康手帳項目としては、成長の記録・公費予防接種関連・就学時健康診断・学校伝染病・医療の記録・アレルギー・健診結果・歯科検診・视力測定などである。

また、学校において健康教育に使用するものは記録部分と分離し（分冊）、個人情報の保護を図ることとした。

D. 考察

母子健康手帳と学校健康手帳を一本化すれば、出生前からの個人の状態が一貫して把握できることになるが、一本化は昨年度の調査で現段階では難しいことが明らかになった。そこで、2つの手帳は互いに転記するなどして関連を持ちながら、母子健康手帳は保護者が親子の健康記録として管理し、学校健康手帳は子ども自身が自分の健康情

報として所持、管理するものと位置づけられた。

これまでの母子健康手帳は比較的満足度が高く、保護者は大切に保管し、育児にも役立ってきたと評価されているが、子どもが3歳になるくらいまでしか活用されていないのが現状である。しかし大切で育児にも影響力の大きい母子健康手帳であるからこそ、さらなる活用が望まれ、時代に即した見直しが必要と考える。また、子どもの健康情報を学校入学後も保護者が的確に把握したいという意見が多く、1つの手帳に記録をまとめる意義も大きいが、子どもの思春期までの成長を見据えた母子健康手帳を提供することは、育児に影響を与える、乳幼児期からの子どもとの関わり方を考える上でも意義があるものと思われる。

茨城県大宮町における町独自の母子健康手帳を作成する過程では、地域保健と学校保健関係者の連携が強化された。今後は一人の子どもを一貫して見守る子育て支援システムの構築を検討していく。

また、学校健康手帳については、子どもが主体であり、出生から生涯に亘る健康情報を自分で管理し、生涯の健康増進に役立つための意識を育むことが目的であるが、それには家庭との連携が必要である。さらに、学校において保健管理や保健指導などの健康教育が加われば、プライバシーの保護の問題は難しくなることが予想される。しかしこの問題は、記録部分と健康教育として使用する部分とを分ける（分冊にする）ことで解決できると考えられる。

E. 結論

母子健康手帳は保護者が所有し、学校健康手帳は子ども自身が所有して、情報を転記することでコミュニケーションをはかり互いに関連を持ちながら健康管理と健康づくりに役立たせる。母子健康手帳は子どもが思春期を迎えるまでの情報を提供し、記載は20歳まで可能とする。学校健康手帳は新生児から成人、あるいは生涯に亘って記載可能とし、健康記録と情報を個人として確保できるよう、また情報管理の意義が浸透するよう配慮す

る。学校健康手帳については、記録部分と健康教育部分とを分けることで個人情報の保護を図る。

F. 研究発表

- ①小林正子、岡智康、中村安秀、高石昌弘. 育児支援や健康づくりのための母子健康手帳の効果的活用に関する研究. 第62回公衆衛生学会, 京都. 2003. 10. 講演集 : 648.
- ②小林正子、高石昌弘、三木とみ子他. 母子健康手帳と学校健康手帳の役割と活用に関する研究. 第50回日本学校保健学会, 神戸. 2003. 11. 講演集 : 362-363.
- ③小林正子、中村安秀. 母子健康手帳のさらなる活用に関する研究-保育園・幼稚園保護者の意見から-. 第50回小児保健学会, 鹿児島. 2003. 11. 講演集 : 664-665.

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
「乳幼児から思春期まで一貫した子どもの健康管理のための母子健康手帳の活用に関する研究」（主任研究者：小林正子）

分担研究報告書（矢野班）

学校における「健康手帳」に関する研究

内藤昭三（財団法人日本学校保健会専務理事）

分担研究者： 矢野 亨（財団法人日本学校保健会）

研究協力者：

財団法人日本学校保健会 学校健康手帳活用調査委員会

稻垣 智一（足立区立足立保健所 健康管理 課長）
衛藤 隆（東京大学大学院教育学研究科 教授）
大澤 清二（大妻女子大学人間生活科学研究所 行動疫学部門 教授）
近藤 太郎（近藤医院 院長）
小林 正子（国立保健医療科学院生涯保健部 行動科学室長）
関 ひろ子（台東区立御徒町台東中学校 養護教諭）
内藤 昭三（日本学校保健会専務理事）
内藤 裕郎（東京都医師会理事）
平山 宗広（日本こども家庭総合研究所 所長）
深谷 さなよ（名古屋市立名城小学校 養護教諭）
南谷 幹夫（元 杏林大学客員教授）
吉田 勝美（聖マリアンナ医科大学予防医学教室 教授）

1. はじめに

学校における健康手帳と最近の動向：

昭和 36 年 2 月 8 日付で「健康手帳について」という通知が、当時の文部省体育局長から各都道府県教育委員会、各都道府県知事あてに出された。学校保健法により定められた学校における保健管理の制度を運営する際に、学校においては、「健康手帳」を使用し、児童および生徒の保健管理、保健指導を徹底することが望ましいとされた。

通知には健康手帳の目標、内容、使用の要領について書かれてある。

この局長通知から 40 数年経過した現在、全国の各学校では「健康カード」「健康手帳」「健康の記録」など様々な名称の記録が学校保健の現場で使用されてきている。

最近は東京都台東区では児童生徒自らによる自身の健康管理に主点をおいた「児童・生徒の健康手帳」を独自に作成し、平成 13 年度から活用し始めた。このことについては平成 13 年度版学校保健の動向にコラムとして記載されている。

平成 15 年 5 月 1 日に施行された健康増進法の啓発用パンフレットには、健康づくりの基盤整備のひとつとして、学校保健を対象とした健康手帳についても触れられている。さらに平成 14 年の中央教育審議会「子どもの体力向上のための総合的な方策について（中間報告）」にも「スポーツ・健康手帳（仮称）」の作成が触れられており、子どもに自ら体力や健康について主体的な意識や取組を促すように記載されている。

2. 前年度までの経過

財団法人日本学校保健会では、平成 14 年 4 月に学校健康手帳と母子健康手帳の継続方針を検討し、併せて学校保健と地域保健との連携を図るため「学校健康手帳活用調査委員会」を設置した。

初年度の審議において、学校健康手帳の試案を作るため、平成 15 年 2 月に全国小、中、高等学校の養護教諭に対し、6 項目にわたる調査と同じく全国都道府県・市（区）町村教育委員会に対し、学校健康手帳作成の有無について実態調査を行った。

この結果については既に報告している。

当委員会では、子ども自身が自らの健康情報を手帳に記載していくことがこれからの健康教育に必須であるとの観点に立ち、現況調査、将来にわたって必要な記載項目の検討などを進め、学校におけるあらたな健康手帳の作成を目的に活動を行なった。

健康手帳もしくは健康カードの使用状況についての全国アンケート調査では

昭和 36 年 2 月の局長通知について、現在の活用状況の実態調査を行なった。

初年度は全国の小学校、中学校、高等学校の計 2,254 校に対してアンケート調査を依頼し、1,221 校（回収率 54.2%）から回答を得た。

アンケートの内容は、記録する手帳やカードの有無、記録している項目、記入者や保管、作成者、あらたな手帳を作成するならばどのようにすべきか、などである。

小学校では、88.5%、中学校では80.4%、高等学校では、34.5%の学校で健康の状況を記録するカードを（健康診断票とは別に）使用している。

アンケート調査と同時に、各地の教育委員会で作成、使用している健康手帳を日本学校保健会に送付して頂いた。

局長通知にある項目に準じたもの、地域の特性を加えたもの（たとえば北海道におけるエキノコッカスの項目）、さらに独自性を加えたものなど委員会にとって大変参考になった。体力測定などの記録も含め、子どもたち自らの健康管理を目的とした健康手帳を授業に活用していると思われる実例もいくつかの市町村で見られた。

初年度の調査研究から検討すべき課題が以下のように提示された。

- ・局長通知でいう健康手帳や健康カードとは
- ・新たな学校健康手帳に盛り込む内容について
- ・母子健康手帳との一本化は無理か？
- ・学校保健手帳に必要な母子健康手帳の情報は？
- ・一冊か分冊か
- ・啓発の必要性
- ・健康教育をするチャンスは
- ・どんな時に自身の健康情報を必要とするか？

児童生徒の健康情報はだれのものか、だれが持つものかが議論された。

学校における個人の健康情報をどう取り扱うか、つまりプライバシーの問題が指摘されているので、自己管理などを含めて討論された。

3. 本年度の研究概要

これから健康手帳を作成するに当たり試案を全国の学校現場に送付し具体的な意見の聴取を目的としてヒアリングを含む調査を試みた。

対象は、 各都道府県教育委員会 47県

各指定都市教育委員会 13県

各市区町村教育委員会 3, 722県

発送方法は、①各都道府県学校協会及び各都道府県学校保健会は（財）日本学校保健会が回収する。

②各市区町村教育委員会は、受託業者が行なう。

試案「私の健康手帳」の実態調査について：

これを踏まえその後の審議において、本年度は学校健康手帳の素案の作成作業に入った。

作成の主要な要点としては、子どもたちの健康に対する自己管理能力、健康教育、家庭教育に寄与できるかなどに留意しながら作成した。しかし、健康問題は広範多岐にわたり、さらに母子健康手帳との継続を考えると、学校健康手帳に記載する事項は膨大なものとなり、これらの対応は極めて困難である。そのため、今回のまとめとしては骨格的なものに限り、具体的に作成するに当たっては、作成者（各都道府県・市町村教育委員会）の判断に待つこととした。ただ、本委員会として、学校現場の養護教諭等からの意見は全としたとおり把握しているが、作成者がどのような意見、要望を有しているのかについての調査は実施しておらず、今回改めて調査を実施し、その結果について周知したいと考えた。

しかし、これらの意見、要望も膨大なものが予想され、今後、これらを整理し、何らかの方法で各作成者に、周知することとしているが、本委員会としては、今回提示したものを見終案としたい。

尚、学校健康手帳項目としては、成長の記録・公費予防接種関連・就学時健康診断・学校伝染病・医療の記録・アレルギー・健診結果・歯科検診・視力測定などである。

4. 考察

学校健康手帳も母子健康手帳も個人の健康情報であることに変わりはない。そこにはプライバシーの問題が必ず存在する。内容や使用目的に違いはあっても、それは守られねばならないが、実際は複雑である。母子健康手帳は個に主体性があり家庭のみで対応できるが、学校のそれは家庭との連携が必要であり、保健管理や保健指導などの健康教育が加われば、さらに難しくなることが予想される。個々の生涯の健康増進に役立つための学校健康手帳の有効性につき、本年度は当委員会討議（4回）から、また熊本市立1小学校、那覇市立1小学校、鶴岡市立1小学校、各地大学教員（教授2、講師1）3氏からそれぞれのヒアリングによる調査を行った結果から、一方で全国都道府県、指定都市、市区町村の教育委員会の健康手帳作成者への実態調査と意見聴取を実施した。これらを通じて学校現場の多くの意見が学校と家庭の立場から述べられている（資料）。そこで学校側からみた意見と家庭側から指摘される具体的な問題並びに手帳と健康教育の関連について大別して記載する。

5. 結論

心身の健康は遺伝子に始まり、生涯を通じて、各自が様々な環境を乗り越えて達成されるものである。その中で健康を維持増進するための教育や実践が求められている。それには新生児から成人まで一貫した知識と手段で育成されるべきであり、その間の健康記録と情報に関する資料は個人として確保しなければならない。その観点から乳幼児保健と学校保健は連携する必要がある。

§ 資料

<学校からみた課題>

- ・ 体育局長通知の項目については再検討する。
- ・ 食として取り入れる内容は、小学校5、6年生及び中学生には「食生活学習教材」が配布されており、この目的は、食生活の理解であるが、学校健康手帳にはこれと重複しないよう自己管理能力を高めるものを内容とすべきである。
- ・ また、保護者の職に関する知識の向上を図るために、保護者から栄養士等への専門的事項への照会のアクセスの方法なども組み入れると孤立感がなくなり、手帳の有効活用につながる。
- ・ 小学校低学年では保護者と一緒に食生活、生活リズムを実践できるような内容を取り入れる。また、保護者向けにフードガイドページを取り入れることも考えられる。
- ・ 子どもたちには単に情報を提供するだけでなく、子どもが諸々の情報に接することにより、疑問や不明な事柄が生ずるが、これを学校栄養士や養護教諭などに質問するコーナーを設けることにより、双方向の連絡が可能となる。
- ・ 定期健康診断、事後措置の記録と学校と家庭の連絡に使用するという目的に加え、健康に関する情報を入れ、生活の中で「健康に生きる力」を育むことをねらいとした教育的内容を新たに盛り込むことも必要である。
- ・ 国民総背番号制度の動きに合わせ、コンピュータによる健康管理を取り入れることも検討する。ただ、HIV、血友病などの管理やセキュリティ、電気事故などの対応のため、企業などの専門機関に管理を委託することも検討する。
- ・ 健康手帳を、従来の連絡版から脱却し、新たな健康教育の生活版とすることを目的とする。
- ・ 健康に関する忘備録・定期健診の記録・事後措置記録、学校と家庭の相互の連絡帳の上に、身近な健康に関する学習情報を入れ、生活の中で「健康に生きる力」をつける。
- ・ 国民総番号制度の動きに合わせ、健康管理については情報の一括管理の整備も提案していく。
- ・ 母子手帳から、「小・中・高校に拡大（今回の健康手帳）し、成人・老人健康手帳へつなげる。」
- ・ ハンディで、薄くて最大の情報を効果的に入れる。
- ・ 生涯にわたり健康に関する「生きる力」を実際に身につける健康日本21の普及版にする。
- ・ 健康教育の立場で地道に利用
- ・ 健康の自己管理意識を育てる
- ・ 既往歴、現症について管理できる年齢と病名
- ・ 欠席状況の記録
- ・ 健康相談の記録

- ・ 優れた健康手帳を全国的に収集し、中学校、高校での活用を拡大していくことを提案したい。
- ・ 電算による健康管理も可
- ・ 健康情報を電子化管理も可
- ・ 健康手帳の紛失で情報漏出防衛
- ・ 緊急時の受診活用できる（中・高校では現在ここからのコピーで受診などしている）
- ・ 生徒手帳に健康の欄を記入
- ・ 国民総背番号時代の健康手帳
- ・ 健康情報を成績などの資料と一緒に管理する（健康手帳の紛失による情報漏洩の心配なし）
- ・ 必要時に学校は適宜入力したり出力して活用できる
- ・ 新たな時代の健康手帳はこのようなものは如何か？
- ・ 日本学校保健会加盟校から、健康手帳を募集する。
- ・ 一般的な利用の仕方
- ・ 学校で起こる伝染病に高校では、S T D や H I V などの頁を入れる。
- ・ 小・中学校でもわかる学校伝染病（麻疹・風疹・水痘症・流行性角結膜炎・咽頭結膜熱など、慶應版は参考になる。）
- ・ その他、運動教育、食教育頁、メンタルヘルス（ストレスコーピング）等、心と体を作る情報を最小限入れる。
- ・ 家庭との連絡の必要性については十分考慮する必要がある。
- ・ 電子化は守秘的には優れているが、今現状では難しい。
- ・ 長年にわたって使用されてきた既存の（現行の）健康カードや手帳が存在するため、新たな健康手帳は必要ないとの意見も多くみられた。さらに養護教諭の先生方からは、結果として事務量が増えてしまうのではないかという不安が寄せられた。
- ・ 「私の健康手帳」を見ると、現在使用されている「健康診断票」も各地域で統一化されていない状況を考えると、統一的な手帳を作成するのは困難ではないか。（必ずしも統一的なものを考えているのではない。）
- ・ 沖縄県の地域性として、日常における時間と専門学校医の配置の問題がある。
- ・ 日常における時間の問題は、子どもたちの健康と大きく関わる生活習慣に著しい影響を与えており、始業時間の変更など大きな問題を含んでいる。しかし、「生活習慣」の項目は是非健康手帳で大きく取り上げてほしい。
- ・ 専門医配置の問題については、那覇市全体の状況であり、このような問題は手帳での対応では難しいのではないか。
- ・ これらの地域の特殊性も子どもたちの健康問題に大きく影響を及ぼすので、地域性を追加し、綴じれる形式にしたほうがよい。
- ・ 健康情報は個人差があり、個人情報も同じく追加形式としたほうがよい。
- ・ 健康手帳情報を一方的に保護者に通知するだけでなく、健康に関する意見を求めるこ

とにより、家庭（保護者）と学校の連携が深められ、特に本県では効果が期待できる。

- ・ 本校では、健康の原点は「歯」からと考えているので、健康手帳にはこの点に関しては十分な配慮がなされていると思う。
- ・ 「歯」と並んで健康の原点は「栄養」でもあり、先ほどの「生活習慣」と関連づけて掲載する必要があると思う。
- ・ 全般的に保健管理（数字の羅列が多い）が重視されているが、教育面についても充実してほしい。
- ・ 個人のごとに情報を流すことにより、養護教諭の負担は増えるが止もう得ないのではないか。

<家庭からみた課題>

- ・ 母子健康手帳には、母の出産前の記録やプライバシーに係わるもの、子どもの保健管理、保健指導に直接関係ないものも含まれている。
- ・ 母子健康手帳から必要な情報（例えば子どもの既往歴、予防接種など）を学校健康手帳に転記することは、養護教諭の負担や誤記が考えられるので、複写式にし母子健康手帳を2枚とし、1枚を入学の際に学校健康手帳に添付（貼付）する。
- ・ 健康情報の一括管理の場合
- ・ 電算手帳の不利
- ・ 子どもが持ち歩きによる紛失は心配ないが、HIV、血友病ほかの既往管理などに限界がある。
- ・ 電気事故、C o m p 事故で出力できないことも。インターネット接続C o m p でシステム破壊もある。
- ・ 情報漏洩の管理責任が負えない
- ・ 総背番号時代の手帳の意味
- ・ 情報公開に耐える情報
- ・ 情報の収集、入・出力は学校、管理責任は、学校以外の専門機関で行えないか（児童生徒の他の情報と共に一括管理する）
- ・ プライバシー管理、入力できない情報、電子化管理の限界。
- ・ 電子化管理の場合必要時に見たり、書いたりして覚える保健情報が児童生徒の目に触れることがなく学習の機会少ない。
- ・ 持ち歩いて紛失するおそれはない。
- ・ コンピュータが購入でき、学校からの連絡や提出物など画面上で出来る。
- ・ コンピュータ情報管理の対策
- ・ 情報のマスターは学校と家庭に。
- ・ 子どもの健康手帳には書き込めない疾病が出てくる。
- ・ インターネット接続では管理しない。
- ・ 学校健康手帳はいつも身近において記入できるものがよい。

- ・母子健康手帳から一貫したものであれば症例状況もわかり、成人したときの病気の際の問診にも活用できる。
- ・自分の健康ということで、冊子名は「私の健康手帳」としたものがよい。
- ・自分の健康意識（自己管理）を育てるため、自分で記入する内容も多く入れ、児童参加型のものがよい。
- ・1年生では本人が記入できないので、どの学年から自己参加型とするか検討する必要がある。

(小1～2年 教師（保護者）管理型 3～6年 自己参加型)

- ・本人の達成感を持たせるため、記入についてはポイント型も入れたらどうか。
- ・小学校1年で手型をとり、6年卒業の時に比較するのも成長を伺えてよいのでは。
- ・貼り付け欄や自分の健康に関する自由意志の発表の場を設けてもよいのではないか。
- ・分冊でもよいが、ファイルでとじられるようにするのもよい。
- ・母子手帳との継続にはプライバシーの問題があり、難しい面もある。

母の出産状況（帝王切開など）

義母、義兄弟

エイズ、肝炎などの病歴

- ・プライバシーを守るためにには管理が重要であるが、学校では徹底が不可能である。
- ・保護者管理型では忘失の危険がある。
- ・「進学や留学の際に予防接種歴の記載を求められた。」、「子どもが水痘に罹ったが、親である自分はどうだったか、罹ったことが」あるのか予防接種をしたことがあるのかよく判らない。」など自身の健康に関する情報が必要になることがある。現状では母子健康手帳のあとには「自身の健康の記録を記載する手帳がない。
- ・小学校入学以降、中学校さらには高等学校以降にも連続して使用できる手帳を作成することにより、自身の健康管理を行う環境が整えられる。
- ・小学校時代は保護者と共に、中学校移行は本人が中心に自己の健康記録をつけていく。家庭内で健康を意識するきっかけとなりうる。
- ・母子健康手帳にある出世維持からの記録、予防接種の記録などを転記すれば、生涯にわたる健康情報を自己管理できる。この情報は留学などに際して重要である。
- ・これまでの健康手帳は学校による児童生徒の健康管理が主体であったが、これからは個人による管理が望まれる。プライバシー保護のためにも手帳の管理は本人や家庭によってなされることが望ましい。
- ・生涯にわたる使用が考えるならば、必須な項目のみで充分。さらにその内容の更新も考慮する。内容を盛りだくさんになると継続して使用されにくい。
- ・私立型はハイレベルで公立小学校では使えない。

<健康教育からみた課題>

- ・収集した中からいい物を抽出し、重点目標を追加する

- ・ 食教育の重点目標
- ・ バランス良いとはどういうことか
- ・ 食べたら歯を磨くなど
- ・ 運動教育の重点目標
- ・ 1日30分は歩く
- ・ 有酸素運動のすすめ（中学生以上）
- ・ メンタルヘルス教育
- ・ 禁煙教育が何故必要か
- ・ 小学生からわかり喫煙しない
- ・ 薬物教育
- ・ 参考案に関しては食についての記載はないが、健康手帳の目的からいって本来は記載があることが望ましい。

但し平成14年より小学校5、6年生および中学生には「食生活学習教材」が配布されており、その中には自分の食生活を理解させるための内容が含まれている。そこで健康手帳と食生活学習教材の両方に同じ機能を持たせるよりも、健康手帳のほうでは自己評価に力点を置き、自己管理能力を高める方向性を出すことで自分の健康の保持増進につなげるとよい。

- ・ とはいえる保護者の子どもの食事についての知識の不足の感じ方は以前より強くなっている傾向がうかがえ、どこへアクセスすれば栄養士等と連絡が取れるのか複数の窓口を具体的に書き込む欄を作り、家庭、地域、学校の敷居を低くし孤立感をなくする支援も重要である。
- ・ また小学校1年生から4年生については食生活学習教材はない。この段階では、体を動かす遊び→早い時刻からの睡眠→健全な食欲を示す食事という流れを第一義的にしながら、家族と一緒に書き込む体験をさせるなど、基本的生活リズムを中心の内容とする。栄養の知識そのものを伝えるよりも、親子が作る人と食べる人ではなく食のことを共に語る存在としてお互いを認識するようにし、そのことを通じて学校給食を生きた教材としやすい素地をつくる。
- ・ それと同時に、家庭ではこの時期の子どものためのメニューや食事量がわからないことで生じる悩みもあるので、保護者向けにフードガイドとして健康づくりのための食生活指針のビジュアルデザインと典型的な一食の例を写真等を用いて示した頁を入れられると更によい。
- ・ 子どもの側も現代では様々な栄養情報に接する機会も多いので、それらを上手く利用するために、食生活学習教材やテレビを見て生じた質問を学内の学校栄養職員や養護教諭らに質問する欄をもうけじょうほうを受けるのみでなく双方向になるよう工夫する。
- ・ きのうときようの食事を記録する等の頁をもうけ、自己評価のみでなく学校栄養職員等が評価して返すなどの双方向な連絡がとれるようにするとより積極的な健康増進につながるものとなると思われる。

- ・ 道徳で使用している副読本「心のノート」のように教科保健で使えるものにしてほしい。
- ・ 健康管理型ではなく、健康教育を見据えた内容を検討したらどうか。
- ・ 健康情報を自身で管理する意識をもつためには、健康教育・啓発が必要である。
- ・ 全般的に保健管理（数字の羅列が多い）が重視されているが、教育面についても充実してほしい。
- ・ 心の問題が今重要であり、身体と併せ精神についても十分配慮すべきである。

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
「乳幼児から思春期まで一貫した子どもの健康管理のための母子健康手帳の活用に関する
研究」（主任研究者：小林正子）分担研究報告書

母子健康手帳のさらなる活用に関する研究Ⅱ

小林 正子（国立保健医療科学院・生涯保健部・行動科学室長）

研究協力者

高石 昌弘（元国立公衆衛生院院長）
衛藤 隆（東京大学大学院教育学研究科教授）
大西 鐘壽（香川医科大学名誉教授・高松短期大学保育科教授）
三木とみ子（女子栄養大学教授）
中村 安秀（大阪大学大学院人間科学研究科教授）
稻垣 智一（東京都足立区衛生部足立保健所健康推進課長）
中川 恒夫（さくら病院小児科部長）
齋藤 久美（さいたま市立桜木小学校養護教諭）
土屋 芳子（筑波大学大学院・元都立国分寺高等学校養護教諭）
永原香代子（読売新聞社編集部）
星井 道代（筑波大学大学院・都立松原高等学校養護教諭）
村木久美江（川口市立戸塚中学校養護教諭）

「大宮町母子健康手帳作成委員会」

助川 保男（茨城県大宮町総合福祉保健センター所長）
金子さない（同 保健師）
栗原 秀子（同 保健師）
藤田 栄子（同 栄養士）
梶 とし子（大宮町立大賀保育所主任保育士）
坂本 望美（大宮町地域子育て支援センター保育士）
磯崎 久美（大宮町立上野小学校養護教諭）
坏 浩子（大宮町立大宮中学校養護教諭）
稻田 敦子（茨城県立大宮高等学校養護教諭）

研究要旨

昨年度の調査から、母子健康手帳は主に子どもが3歳になるまではよく利用されているが、その後は家庭で大切に保管されているものの殆ど活用されていない実態が明らかになった。とくに子どもの成長記録や健康情報は一貫して記録する必要があるとして、6歳までとされている現在の母子健康手帳の使用期間を延長し、学童期に入っても継続して保護者が子どもの記録を残せるようにすべきとの意見が多数を占めた。そこで、本年度は、母子健康手帳が保護者への子育て支援や子どもの健康管理・健康づくりに役立ち子どもの就学後も活用できるものとするための具体的な検討を行った。まず、従来の母子健康手帳の育児情報部分に取り上げられている項目の見直しを行い、現在必要とされる情報や啓発方法について「健康手帳研究会」で検討したが、それと並行して、一町における新しい母子健康手帳の作成を支援し、検討結果を反映させた。手帳の内容で特に検討を行ったのは、①妊娠中と授乳中のアルコールについて（FAS予防のため）、②母乳育児について、③テレビやビデオの影響（害）について、④生活習慣および生活リズムについて、⑤タバコ・薬物への対応について、⑥思春期の性の問題への対応について、⑦小学生以降の身体発育について、⑧予防接種についてなどであるが、これらはすべて文献から最新の知見を得、科学的根拠に基づいて記載された。さらに、記載の内容については、知識としての情報提供のみでなく、保護者が子どもにどのように対応すべきかについても検討し、思春期の子どもについて記載することで、乳幼児期からの育児の重要性を自ずと認識できるような効果を目指した。これらを簡潔に誤解なく伝えるための記載方法については、今後も継続して検討する。

A. 研究目的

母子健康手帳について、自由記載部分を見直し、子どもの健康管理や保護者への子育て支援に役立つ内容、活用法を検討する。さらに、その検討過程において、地域保健と学校保健関係者が子どもを巡る課題を取り上げることで連携を強化し、地域の子育てシステムを構築する。

B. 方 法

1) 意見収集

保育園・幼稚園保護者に対する母子健康手帳の活用状況と今後の望ましいあり方に関する質問紙調査（別途記載→p. 42）

2) 新しい母子健康手帳の作成に向けての検討：一町（茨城県大宮町）において母子健